

第6次京都府食の安心・安全行動計画 数値目標一覧

資料1-1

新規取組

柱	番号	取組	指標	実績 R2	目標 R4	実績見込 R4	計画比 R4	目標 R5	数値目標の考え方	主な担当課		
1 に食の安監全視性・確検査に体向制けた確行保政	〔目指す姿〕生産現場等において、生産に伴うリスクの低減とともに、食中毒等による健康被害、食品の規格基準違反、食品表示違反などが発生ゼロとなることを目指します。											
	(1) 生産現場等の監視、指導	①	農薬使用者に対する適正使用指導	指導数(回/年)	268	270	278	103%	270	府内の農薬使用者に対して農薬に係る危害発生防止のため、府内5か所(4広域振興局単位と京都乙訓の地域。以下同じ)で年270回の適正使用指導を行います。	農産課	
		②	全畜産農家に対する動物用医薬品等の適正使用指導	指導率(%/年)	100	100	100	100%	100	全ての畜産農家(令和3年家畜飼養911戸)に対して豚熱等の家畜伝染病の検査、飼養衛生管理基準遵守の点検、動物用医薬品の適正使用等について、年1回以上指導します。	畜産課	
		③	養鶏農場における高病原性鳥インフルエンザ侵入監視のためのウイルス学的検査	検査率(%/年)	100	100	100	100%	100	1,000羽以上飼養農場(令和3年46農場)に対して高病原性鳥インフルエンザのウイルス学的検査を行い、発生予防に取り組みます。	畜産課	
		④	全水産養殖業者に対する動物用医薬品等の適正使用指導	指導率(%/年)	100	100	100	100%	100	全ての水産養殖業者(令和3年給餌養殖事業者22件)に対して動物用医薬品の適正使用等について、年1回以上指導します。	水産課	
		⑤	二枚貝類の主要養殖海域における定期的な貝毒発生状況調査	調査数(回/年)	48	48	57	119%	48	貝類の主要産地である4海域において、月1回、貝毒の発生状況を調査します。	水産課	
		⑥	農薬販売店への立入調査	調査数(回/年)	152	200	200	100%	200	府内にある農薬販売店(令和3年事業者916店)での適正な販売を監視・指導するため、毎年200店、各1回の立入調査を行います。	農産課	
		⑦	飼料等製造業者、販売業者への立入調査	調査数(件/年)	13	13	14	108%	13	全ての飼料等業者(令和3年事業者103件)に対し、法※に基づく取引記録の保存年限(8年)内に調査を実施し、家畜飼料の適切な製造、販売を監視・指導します。※「飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律」	畜産課	
	(2) 流通段階の監視、指導	〔目指す姿〕流通段階において、食中毒や食物アレルギーによる健康被害、食品の規格基準違反、食品表示違反などが発生ゼロとなることを目指します。										
			⑧	食品表示の巡回指導	適正表示率(%)	97	95以上	97	102%	95以上	適正に表示されている食品の割合95%以上を目指し、府内5か所、全体で200店舗以上を巡回し、監視・指導します。	農政課、生活衛生課、健康対策課、消費生活安全センター
			⑨	食品表示における科学的検査	検査数(検体/年)	40	40	40	100%	40	流通食品の抜き取り検査を年4品目、各10検体実施し、食品表示が適切に行われているかを監視します。	農政課
			⑩	新たに許可を受けた飲食店に対しテイクアウトやデリバリーを行う際に食中毒を発生させないための監視指導	指導率(%/年)	100	100	100	100%	100	新たに許可を受けた飲食店(参考:令和2年度731店)に対しテイクアウトやデリバリーを行う際に食中毒を発生させないための監視指導を行います。	生活衛生課
		⑪	食品衛生法に基づく食品等の収去検査	検査数(検体/年)	462	750	750	100%	750	年750検体※について、残留農薬、添加物等の計画的なモニタリング検査を行い、安全な食品の提供を確認します。 ※「京都府食品衛生監視指導計画」	生活衛生課	
	⑫	野生鳥獣肉を取り扱う食肉処理施設の監視指導	監視指導率(%/年)	95	100	91	91%	100	野生鳥獣肉を取り扱う食肉処理施設(令和3年23施設)を年1回以上監視し、衛生管理の向上を指導します。	生活衛生課		
2 関食連を事取業者巻等くの変自化主に的対な応取る組の食促品進	〔目指す姿〕安心・安全な食品を提供する事業者等を育成し、事業者の知識向上、食品による健康被害の防止を目指します。											
	(1) 安心・安全な食品を提供する事業者等の育成	⑬	農薬講習会の開催	参加人数(人/年)	261	290	317	109%	290	農薬販売店や造園業者などの農薬管理指導士を対象に、認定の有効期間(3年)内に講習会に参加いただき、農薬の適正な使用を徹底します。※令和元年度及び令和2年度実績:平均290名参加者	農産課	
		⑭	農薬管理指導士の養成	延登録人数(人)	871	910	934	103%	920	農薬の取扱いに精通した「農薬管理指導士」を新たに年10名以上養成し、農薬の適正な取扱い、使用について指導的役割を果たす者を増やします。	農産課	
		⑮	自主的な残留農薬分析の推進	検査数(検体/年)	88	124	140	113%	124	生産者団体等が124検体の自主的な残留農薬分析を行うことで、市場流通を未然に防ぐとともに、生産段階における農薬の適正使用を徹底します。	農産課	
		⑯	HACCPの定着に向けた指導と食品衛生責任者の研修会開催	開催数(回/年)	20	30	34	113%	30	府食品衛生協会と連携し、府内各所で研修会を年30回開催し、HACCPに沿った衛生管理のフォローアップを行います。	生活衛生課	
		⑰	6次産業化に取り組む生産者向け食の安全マネジメント研修会の開催	開催数(回/年)	11	5	5	100%	5	直売所に関連する加工業者を対象に、府内5か所で衛生管理研修会を開催し、HACCP導入・運用の完全義務化への対応を行います。	流通・ブランド戦略課	
		⑱	食品関連事業者向け新たな食品表示制度の普及啓発	普及啓発数(回/年)	5	5	6	120%	5	食品関連事業者を対象に、府内5か所で事業者向け講習会、資料提供等を行い、新たな食品表示制度を普及啓発します。	農政課、健康対策課、生活衛生課	
		⑲	きょうと 健康 おもてなし 食の健康づくり応援店	延登録店舗数(店舗)	802	800	796	99.5%	800	飲食店(32,698店(「平成28年衛生行政報告例」厚生労働省))の2.5%にあたる店舗の登録を維持することで、健康、食物アレルギーに配慮した食生活を支援し、安心して外食等ができる環境づくりを目指します。	健康対策課	
		⑳	ボランティア向けの食の安心・安全講習会の開催	開催数(回/年)	5	5	3	60%	5	多様化する食品提供主体を対象に、府内5か所で食中毒や食物アレルギー対策等の講習会を開催します。	生活衛生課、健康対策課、農政課	
		㉑	食物アレルギーのある児童・生徒への個別の取組プランの作成率の向上	プラン作成率(%)	88	98	97	99%	99	公立学校において府が推奨するマニュアルに基づく個別の取組プランが作成されるよう推進します。	保健体育課	
㉒		緊急時の食に関する対応研修会の開催	開催数(回/年)	7	5	5	100%	5	府民のほか、自治体や団体職員等を対象として、府内5か所で災害時の食の安心・安全に関する研修会を開催します。	生活衛生課、健康対策課、農政課		

新規取組

柱	番号	取組	指標	実績 R2	目標 R4	実績見込 R4	計画比 R4	目標 R5	数値目標の考え方	主な担当課
2 連に食 的事業 的取組 の促進 を担 う		〔目指す姿〕 持続可能な農業に取り組む生産者等を育成し、生産者の知識向上、安心・安全な食品の安定供給を目指します。								
	(2) 持続可能な 農業の推進	㉓ 特別栽培米など環境にやさしい農業の推進	面積 (h a)	2,110	2,236	2,300	103%	2,271	特別栽培米、京のこだわり農法、有機農業といった「環境にやさしい農業」の取組面積を毎年35ha※以上、拡大できるよう推進します。 ※「京都府農林水産ビジョン」（令和元年12月）	農産課
		㉔ 気候変動等にも対応した安心安全な府内産農林水産物の安定供給のための研究の実施	件数 (件/年)	6	6	7	117%	6	温暖化や自然災害などのリスクを回避するため、新品種の育成や新技術の開発など年6件の試験研究、課題に取り組みます。	流通・ブランド戦略課
		㉕ 営農支援クラウドシステムによる営農指導の強化と栽培履歴の電子化	延導入団体数 (件)	1	5	5	100%	5	WEBを活用したスマートフォン、タブレットを利用する営農支援クラウドシステムを、府内の5産地に導入、活用する品目を拡大します。	流通・ブランド戦略課
3 た向府 正上民 確との な選食 情扱に 報力関 の向す 提上る 供に信 向頼 け感	(1) 府民と食品 関連事業者 の交流による 相互理解 の促進	〔目指す姿〕 消費者、事業者、行政の交流を通じて、食の安心・安全に関する相互理解の促進を目指します。								
		㉖ 食の安心・安全に関するオンライン等を活用したリスクコミュニケーション等の開催	参加者数 (人/年)	429	500	541	108%	500	府内各地でリスクコミュニケーション等を開催し、年500人以上の参加により、消費者、事業者、行政の相互理解を促進します。	農政課、関係課
		㉗ 学生等によるきょうと食の安心・安全ヤングサポーターの養成	延登録者数 (人)	56	140	176	126%	145	大学生等を対象に年15人以上のヤングサポーターを養成し、食の安心・安全に関する知識を普及啓発します。	農政課
	(2) 府民の食に 関する学習 環境の充実	〔目指す姿〕 府民・食品関連事業者へ適切に情報提供し、府民の食の安心・安全に関する学習環境の充実を目指します。								
		㉘ 食の府民大学の動画講座の充実・利用拡大	総動画再生数 (回)	22,710	40,000	60,600	152%	50,000	毎年、新規講座を開講し、総動画再生回数6万回以上を目指し、府民の食に関する学習環境の充実を図ります。	農政課、関係課
		㉙ 府ホームページ等において、府の施策・取組を分かりやすく紹介	更新数 (回/年)	12	12	12	100%	12	府のホームページ「食の安心・安全きょうと」に府の施策や行事の最新情報を逐次分かりやすく掲載します。	農政課、生活衛生課、関係課
	㉚ SNS等様々な媒体を活用した適切な食情報の発信	発信数 (回/年)	24	24	24	100%	24	Facebook、Twitter等のSNSを活用し、月2回、食の安心・安全に関する情報を発信します。	農政課、関係課	

R4 目標達成率80%以上	29	97%
R4 目標達成率80%未満	1	3%
計	30	100%